

2015年7月

## <北九州市子ども読書活動推進条例の主な特徴について>

北九州市議会議員 世良俊明

### はじめに

北九州市子ども読書活動推進条例が、6月27日の北九州市議会本会議で、全会一致で可決されました。

当初からご協力頂いた市議会教育水道常任委員会のメンバーを始め、取り組みに賛同いただいた議員各位、市議会政策課の皆さん、それに教育委員会の皆さん他、関係者各位に、心より感謝申し上げます。

以下、制定された条例の主な特長について簡単に解説します。

(以下は、個人の見解であり、文責は世良俊明にあります。)

1. まず、本条例の意義や理念、制定経緯などを市民に分かりやすく説明するため「前文」をつけることとし、その前文は「です・ます調」（敬体）によることとしています。

なお、条例本文は規定の正確さの確保等の観点から「である調」（常体）とすることとしました。

また、これまでの本市の子ども読書活動のスローガンを書き込み「『読書好きな子ども日本一』を実現するため、この条例を制定します」としています。

2. 第一章（総則）において、子ども読書活動の意義を確認し、あらゆる場所及びあらゆる機会において楽しく自主的に読書活動を行うことができる環境を積極的に整備する「市の責務」や、市民自身が率先して読書に親しむとともに、子どもの読書活動の充実等のために果たす「市民の役割」を明記しました。

第一条から第五条までの総則は、子ども読書活動を進める「理念」にあたる部分で、全市民を挙げて子ども読書活動を進めようとする市民による宣言の部分と言って良いでしょう。

3. 第二章では「子どもの読書活動推進計画」を「策定するものとする」として義務付けています。また、計画には基本方針や数値目標を盛り込み、進捗管理を行うことを規定しました。

第6条から第8条までの第二章では、「子どもの読書活動推進計画」について規定しています。

子どもの読書活動推進に関する法律では、都道府県には子どもの読書活動推進計画の策定を義務付けしていますが、市町村については努力規定となっています。

本条例では、本市での読書計画策定を義務付けることとし、数値目標の設定や進捗状況の報告等を求めることとしました。

#### 4. 子どもの読書活動を統括する拠点として「北九州市子ども図書館」を設置することを規定しています。

第三章（子ども図書館）では、公共図書館の児童サービスの充実はもとより、学校図書館への支援や、学校図書館司書の研修、ボランティアの情報交換や連携のための取り組み、各種イベントの実施など、市全体の子どもの読書活動を進める拠点施設として「子ども図書館」を置くこととしました。

また、そこには学校図書館での読書活動を充実するため支援する「学校図書館支援センター」を事業としておくこととしました。

子ども図書館は、本市の厳しい財政状況をふまえて、新たに「箱もの」を作ろうとするものではなく、市立中央図書館の勝山分館（勝山こどもと母のとしょかん）と、視聴覚センターや移転した NHK 放送大学の部分を改装して子ども図書館とすることなどを想定しています。（いわゆるリノベーションの手法による実施を想定しています。）

同様の機能を持つ子ども図書館としては、金沢市立玉川子ども図書館、私設の東京子ども図書館などがあります。（条例制定の段階でこれらをモデルとした訳ではありません。）

#### 5. 有資格の学校図書館司書の増配置をはじめ、学校図書館や市立図書館等の環境整備促進を規定しています。

第四章（家庭、地域および学校での取り組み）と第五章（学校図書館及び図書館の整備）では、学校での読書活動や公共図書館での児童サービスについて、ハードソフト両面からの充実を謳っています。

特に学校では、近年、中学校に配置した学校図書館司書（有資格）による校区内小学校を含めた学校図書館の常時開館や読書活動の充実がなされており、司書の増配置（将来は全校配置をと解説）や能力向上のための努力を規定しました。

また特別支援学校等での読書活動について、障害の種類や程度に応じた「十分な配慮」を行うことを規定しています。

#### 6・第六章（北九州市子ども読書活動推進会議）で、子ども読書活動推進会議を条例上の

附属機関として設置し、具体的な役割や事業のPDCAサイクルを確立するよう規定しています。

現在でも、北九州市子ども読書活動推進会議は存在しますが、あくまで任意の会議でした。これを条例上の附属機関として規定し、有識者や市民、関係者等からなる構成やで活発な議論を行っていただくというものです。子ども読書活動推進計画の策定や見直し、子ども読書に関わる全般について調査審議することとなります。

また、子どもの読書活動は、子どもたちのための取り組みですから、子ども自身が学び、主体的にかかわり意見を表明する機会を設けるためとして、**推進会議は「子どもの意見を聞く機会を設けることができる」としました。**子どもたち自身の自主的な取り組みの充実に資することを期待しています。

**7. 第七章（補則）では、5年を超えない期間ごとに条例見直しを検討する規定をおいています。**

本市の現行の子ども読書プランは、今年度（平成27年度）で5年の計画期間を終了し、次期プランを策定することとなります。

条例を施行した後、子ども読書活動の進捗状況や、情勢の変化に応じて、条例の修正等の必要が生じた場合に、条例が見直しでき、プラン等との整合性を図ることができるよう、5年ごとに見直しの必要性等を検討することとしました。

**8. 本条例は、全国でも稀有な、事業と予算を伴う本格的な議会提案の政策条例であり、子ども読書活動に係る議員条例としては全国初の条例となりました。**

北九州市議会では、議会基本条例を制定後、商店街振興条例、中小企業振興条例と三つの条例を議員立法で制定してきました。

子ども読書活動推進条例は、4つ目の議員条例として議決を見ましたが、本条例は、上記のような「理念条例」とは違い、理念部分に加えて具体的な事業や予算を伴う条例という点が特徴です。

当然ながら、市長部局・教育委員会との「調整」が、必要であり、この間、具体的な意見交換など、関係者の多くの努力が重ねられました。

本市議会における議員立法の、新たな段階として理解し、この経験を今後の市議会での取り組みに生かすことが求められています。